

# 適正な保険算定・請求について

最近の審査事例を中心に

2023.6.4(日)

# 京都府薬剤師会 薬局業務委員会より

想い

個別指導時、レセプト審査時に問われている事項＝薬局において  
必要ではあるものの把握し辛い内容  
その把握のお手伝いできれば、と考えています



# 保険調剤の流れ（一例）



## 指摘事項

・薬歴の確認や合併症・併用薬・飲食物の摂取状況などの確認は投薬時ではなく、取り揃えの前にすること。

・負担金の計算・徴収は服薬指導終了後に行うこと。

・薬歴記載の遅延。  
調剤完了後（服薬指導終了後）すみやかに記載すること。  
（当日中）



個別指導で  
頻回に  
問われています

# 調剤完了後とは

5月18日  
処方箋受付  
調剤開始

5月15日  
処方箋発行

5月20日  
服薬指導終了  
調剤済日

5月20日  
薬歴記載

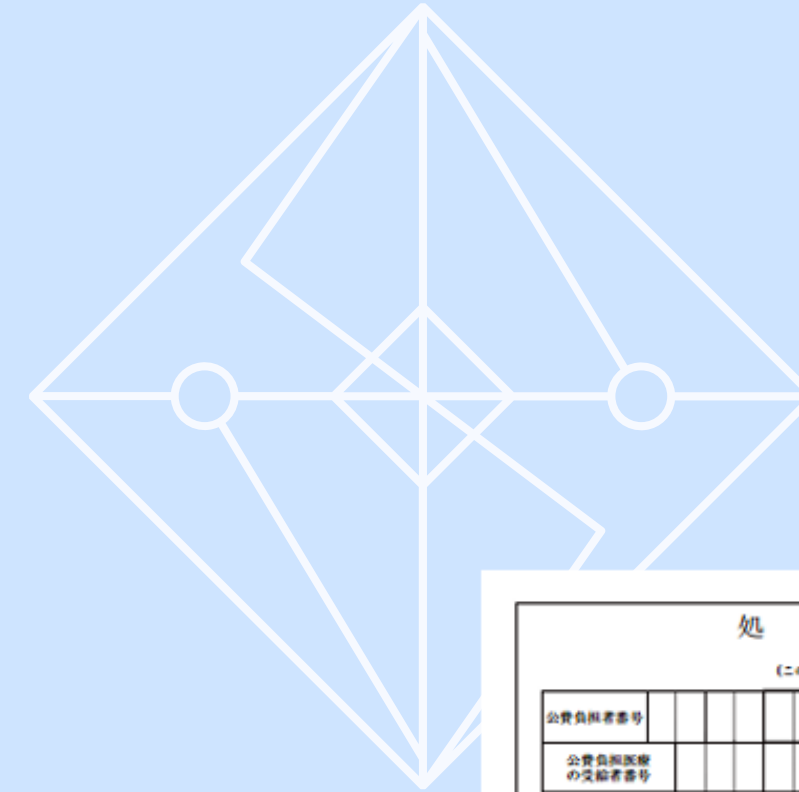
受付日と  
調剤済日  
一致しない  
こともある

処方箋受付から投薬・服薬指導終了までが「調剤日」  
単日とは限りません

「当日中に薬歴記載」とは服薬指導終了日の当日と  
ご確認ください

(処方箋発行から4日以上経過するケースもあります)

# 処方箋受付日・調剤済日記載例



※調剤録 (レセプト)※

調剤日 平成26年 4月20日 受付時間 16時25分 受付番号 1

|                            |                   |                          |
|----------------------------|-------------------|--------------------------|
| 患者 000000001               | 性別 男              | 生年月日 昭和25年 1月 1日 64歳 3ヶ月 |
| 住所 〒150-0011 東京都目黒区目黒1-9-1 | 電話番号 03-1234-5678 |                          |
| 保険者番号 06135093             | 被保険者番号 405・09     | 有効期限 自賠率 給付率             |
| 処方日 医師                     | 調剤薬局              | 30% 70%                  |

所在地 東京都目黒区東3-11-10

| No. | 薬品名   | 分量                | 薬価   | 調剤     | 備考  |
|-----|---|-------------------|------|--------|-----|
| 1   | 1) アダプト-C錠 10mg<br>+ コフェジピンC錠 10mg 「ヤマイ」<br>内服 分3 毎食後 | 3錠<br>14日分 薬剤 42点 | 8.7  | 調剤 63点 | [後] |
| 2   | 2) ワーファリン錠 0.5mg<br>内服 分1 就寝前                         | 2錠<br>28日分 薬剤 56点 | 9.6  | 調剤 81点 | [H] |
| 3   | 3) ヘルシオン0.125mg錠<br>内服 分1 就寝前                         | 1錠<br>14日分 薬剤 14点 | 10.2 | 調剤 9点  | [向] |

| 基本料 | 調剤料 | 薬剤料   | 加算料 | 処方管理料 | 医療材料  | 総計  | 定率負担  |
|-----|-----|-------|-----|-------|-------|-----|-------|
| 43  | 144 | 112   | 8   | 43    | 0     | 350 | 1,050 |
| 保険外 | 0   | 0     | 0   | 0     | 0     | 0   | 0     |
| 0   | 0   | 1,050 | 0   | 1,050 | 1,050 | 0   | 2,450 |

薬名 特管

東京都目黒区恵比寿東1-2-3恵比寿ビル2F  
〇〇薬局 恵比寿1号店  
TEL 03-3466-4255

調剤録 (処方箋裏面)

処方箋受付日を記載

処方せん

(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)

|              |                    |
|--------------|--------------------|
| 公費負担者番号      | 保険者番号              |
| 公費負担医療の受給者番号 | 被保険者証・被保険者手帳の記号・番号 |

|      |                |      |         |
|------|----------------|------|---------|
| 氏名   | 保険医療機関の所在地及び名称 |      |         |
| 生年月日 | 年月日            | 男・女  | 電話番号    |
| 区分   | 被保険者           | 被扶養者 | 保険医氏名   |
|      | 都道府県番号         | 点数番号 | 医療機関コード |

交付年月日 平成 年 月 日 処方せんの使用期間 平成 年 月 日

変更不可 (※この処方箋について、後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更に差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「○」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。)

処方

備考

保険医署名 (「変更不可」欄に「○」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。)

|          |              |
|----------|--------------|
| 平成 年 月 日 | 公費負担者番号      |
|          | 公費負担医療の受給者番号 |

備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。  
2. この欄には、日本工業規格 A 列5番を標準とすること。  
3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する法令 (昭和55年厚生令第26号) 第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとする。

処方箋 (表面)

調剤済日を記載

# 薬剤服用歴の記載事項

- ア、患者の基礎情報（氏名、生年月日、性別、被保険者証の記号番号、住所、必要に応じて緊急連絡先）
- イ、処方及び調剤内容（処方した保険医療機関名、処方医氏名、処方日、処方内容、調剤日、処方内容に関する照会の内容等）
- ウ、患者の体質（アレルギー歴、副作用歴等を含む）、薬学的管理に必要な患者の生活像及び後発医薬品の使用に関する患者の意向
- エ、疾患に関する情報（既往歴、合併症及び他科受診において加療中の疾患に関するものを含む）。
- オ、併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む）等の状況及び服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
- カ、服薬状況（残薬の状況を含む）
- キ、患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）及び患者又はその家族等からの相談事項の要点
- ク、服薬指導の要点
- ケ、手帳活用の有無（手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無）
- コ、今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点
- サ、指導した保険薬剤師の氏名

## 薬剤服用歴の記録の保存について

- ・ 薬剤服用歴の記録は、同一患者についてのすべての記録が必要に応じ直ちに参照できるよう保存・管理すること
- ・ 最終記入日から起算して3年間保存すること

過去3 (21日前)

処方-平成28.08.19 メディコム病院  
調-平成28.08.19 内科 メディコム 太郎

【内-6】 × 7日分  
クラリス錠200 2錠  
一般：クラリスロマイシン錠 200mg  
分2 朝・夕食後服用

【内-13】 × 7日分  
PL配合顆粒 0g  
カルボシステイン錠250mg「ドーナツ」 6錠  
一般：カルボシステイン錠 250mg  
ビオフェルミンR錠 8錠  
分3 毎食後服用

【内-4】(向) × 3回分  
マイスリー錠5mg 1錠  
不眠時

過去4 (88日前)

処方-平成28.07.14 メディコム病院  
調-平成28.07.14 内科 メディコム 太郎

【内-6】 × 7日分  
クラリス錠200 2錠  
一般：クラリスロマイシン錠 200mg  
分2 朝・夕食後服用

【内-13】 × 7日分  
PL配合顆粒 0g  
カルボシステイン錠250mg「ドーナツ」 6錠  
一般：カルボシステイン錠 250mg  
ビオフェルミンR錠 8錠  
分3 毎食後服用

保険内点数:352点 負担金:1080円 薬剤師 太郎 (調剤)

| 確認+ | 薬 | 体 | 副 | 他 | 併 | 飲 | 合 | 既 | ア | 後 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|     | ○ | × | ○ | × | × | × | × | × | ○ | ○ |

服指 翌朝以降にも頭痛が続き、注意力・集中力・反射運動能力等の低下があらわれることが多いため、車の運転、両所での作業、足踏を行う業務の操作などは控えてください。(12/11-15)

S 体調があまり良くありません。最近あまり眠れていないようです。

O 【過去 調-平成28.07.14 メディコム病院】  
・マイスリー錠5mg (追加)

A あまり眠れていないようです。少し疲れた表情です。

P マイスリー錠5mgが処方されていますので、改めて用法用量の説明。指示通り続けてください。

OP Comp確認

保険内点数:315点 負担金:930円 薬剤師 太郎 (調剤)

| 確認+ | 薬 | 体 | 副 | 他 | 併 | 飲 | 合 | 既 | ア | 後 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|     | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | × | ○ | ○ |

S 体調は良くなりました。しっかり服用できています。

O 【過去 調-平成27.11.29 メディコム病院】  
・アラジン錠30mg (前調)

A 体調良好

P 指示通り続けてください。

OP Comp確認

F8  
文章ON/OFF

F9  
表示切替

F10  
並び順

F11

F12  
入力

# よくある指摘事項（薬歴の記録について）

1

電子薬歴の  
パスワード

2ヶ月に1回以上の変更が必要  
非薬剤師のアクセス権限は閲覧のみ可です

2

電子薬歴の  
運用規定が無い

薬歴の真正性担保のために作成を

3

アクセスログの  
記録が無い

他府県では提出不要のこともありますが京都は現状必要です  
クラウド型薬歴の場合はメーカーに問い合わせを



# よくある指摘事項（イ、処方及び調剤内容等）

## 1

### 疑義照会

疑義照会した内容は、処方箋備考欄とともに薬歴に記載すること

## 2

### 用法などの事項

薬袋・薬情・おくすり手帳に記載が求められる用法などの事項は、指導内容の欄ではなく用法の欄に記載すること

2についての具体例

外用薬の部位・使用回数（1日数回、は用法では無い）

頓服薬の上限回数・間隔

注射薬の単位数

リウマトレックス・ビスホスホネート製剤の服用曜日 など

処方箋に記載が無い場合には、添付文書・患者聴取・疑義照会などにより薬学的に判断して適切に記載すること



# よくある指摘事項（ウ、患者の体質等）

## 1

### アルコール 摂取状況

睡眠薬服用中の患者にアルコール摂取状況を確認して記録を残しているか（一律に禁止は非現実的。どうしても摂取する患者にはアルコールの種類・接種のタイミングなどを確認して適切に指導すること）

## 2

### 車の運転・機械 の操作

当該行為が禁止・注意される薬剤の処方時に指導しているか  
（SSRI・SNRIは一律に運転禁止ではない）



## 3

### コンタクトレン ズ使用状況

コンタクト使用していない患者への指導  
ヒアレイン・ジクアス使用中の患者にコンタクトをつけたまま使用しないと指導しているが、防腐剤の変更により添付文書が改訂されている

# よくある指摘事項（エ、疾患に関する情報）

## 1

### 合併症

疾患名のみでの記載では不十分

（薬剤服用歴の記載事項において、現在は「合併症」→「疾患に関する情報」に変更されている）

合併症・既往歴・原疾患などの違いを明確にし、適切な聴き取りが必要

## 2

### $\alpha$ ブロッカー

タムスロシンなど  $\alpha$  ブロッカー使用の患者の白内障について確認

（ $\alpha$  ブロッカー服用歴のある患者における術中虹彩緊張低下症候群 (IFIS) が白内障手術に影響）

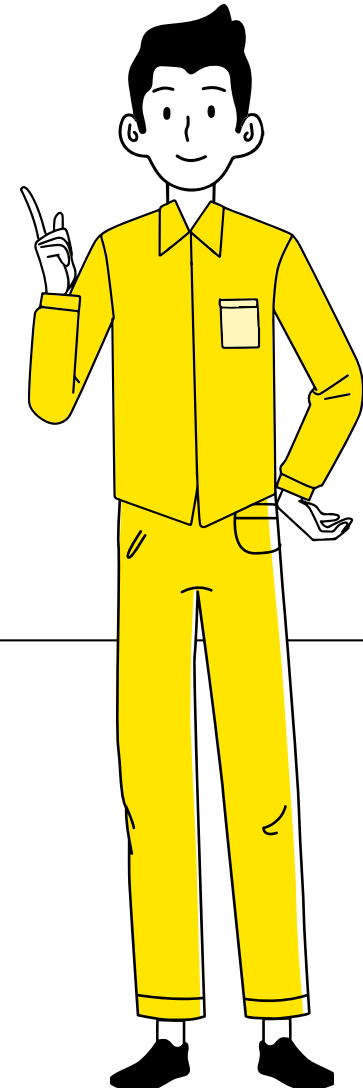
服用中止後も影響は残る。服用していたことを眼科医に伝えるように

## 3

### ハイリスク

ビソプロロール処方患者に特定薬剤管理指導加算1（ハイリスク加算1）を算定しているが、薬歴の内容より、不整脈と把握している記載が無い。

よく指導される  
ハイリスク薬



・カルベジロール、ビソプロロール

対象： 不整脈（頻脈性心房細動、心室性期外収縮など）

対象外： 高血圧症、狭心症、慢性心不全

（カルベジロール1.25mg、ビソプロロール0.625mgには慢性心不全の適応しかない為、そもそも算定不可。）

・サインバルタ

対象： うつ病・うつ状態

対象外： 下記疾患に伴う疼痛（糖尿病性神経障害、線維筋痛症、慢性腰痛症、変形性関節症）

・メキシチール

対象： 頻脈性不整脈

対象外： 糖尿病性神経障害に伴う自覚症状（自発痛、しびれ感）の改善

・抗てんかん薬（デパケン、テグレトールなど）

対象： てんかん

対象外： 頭痛、三叉神経痛など

どの薬剤に対して指導  
を行ったのか明記する

1

当該薬剤のコンプライアンスの  
確認が必要

2

重大な副作用についての  
確認が必要

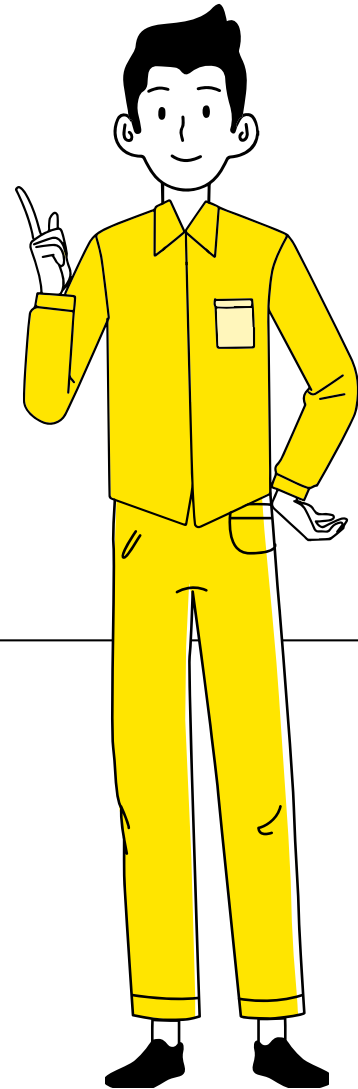
3

当該薬剤についての効果について  
記載が必要

ハイリスク薬の副作用確認だけで  
終わっていませんか？

確認に基づき指導まで必要です

承認内容と異なる  
適応症・用法・用量



- ・アムロジピン、A R Bなどの分2 （正しくは分1）
- ・プレガバリンの分1（腎機能障害がある場合のみ分1）
- ・モンテルカスト錠1錠 分1夕食後 （正しくは就寝前）
- ・オロパタジン錠2錠 分2朝夕食後 （正しくは朝食後就寝前）
- ・ビラノア食前服用（食事30分前では効果発現が難しい）
- ・漢方薬の食後服用
- ・ドンペリドンの食後服用
- ・ニューキノロン系抗菌剤・ダラシンカプセルなどとビオフェルミンR錠の併用  
など



対象処方のある患者ごとに  
一度は確認して薬歴に記載を  
(毎回の確認は必要ありません)

# よくある指摘事項（才、併用薬・飲食物）

## 1

### 飲食物 摂取状況

「無し」と記載の場合、該当の飲食物の摂取が無いのか？

注意すべき飲食物が無いのか？が不明なケースあり

（例）ワーファリン服用中の患者の場合 「納豆の摂取が無し」と記載。

服用中の薬において注意すべき飲食物が無い→聞いていないなら書く必要無

## 2

### 一般用医薬品

一般用医薬品の使用は必要に応じて適時確認することが必要

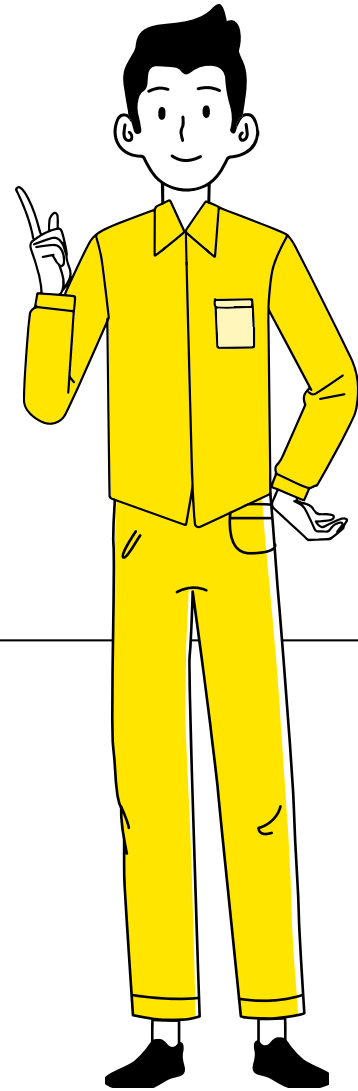
初回アンケートでは、現在服用しているかではなく服用習慣があるかを  
確認すること

## 3

### 確認漏れ

併用に問題がある飲食物・市販薬を確認していないケースがある

併用に問題がある  
飲食物等



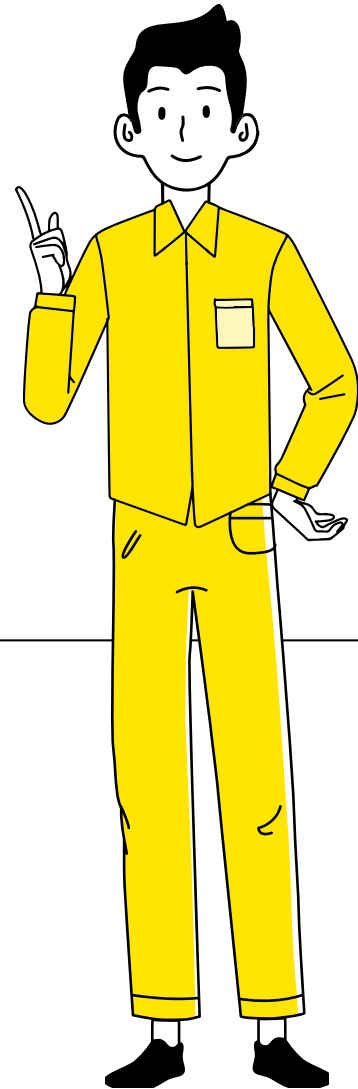
- 果物  
腎機能の低下した患者（カリメートなど服用中）
- カルシウム・乳製品  
ミノマイシン服用中の患者
- 果物ジュース  
・フェキソフェナジン服用中の患者（消化管トランスポーターでの影響）
- 喫煙  
テオフィリン服用中の患者（禁煙でクリアランス低下→副作用増大）
- ミネラルウォーター（特に外国産）  
ビスフォスホネート製剤服用中の患者（服用で吸収低下）



「飲食物の摂取なし」ではなく  
具体的に物を指定した指導記録を



薬学的に問題がある  
多剤併用



- ロスバスタチンとマグミット
- フェキソフェナジンとマグミット
- チラーヂンと鉄剤
- ニューキノロン系抗菌剤と鉄剤  
2時間ずらすなど適切な服薬指導が来ているか？  
同じ服薬時点での一包化は不可。疑義照会での用法変更が必要
- パルモディア・リピディルなどフィブレート系薬剤とスタチンの併用  
疑義照会していればOKではない。定期的に腎機能を確認すること
- ディレグラ配合錠と小青竜湯  
エフェドリン重複
- クラリスロマイシンとテオフィリン
- ペルサンチン錠100mg、ペルサンチンLの心疾患での単独処方  
ワーファリンとの併用が適応



よく目にする薬が多いと思います  
ご注意を！

# よくある指摘事項（力、服薬状況）

## 1

### 残薬状況

残薬の確認をしていない

## 2

### 一包化

一包化の理由を把握しているか  
若年者など、面倒という理由だけでは自費になる

# よくある指摘事項（キ、体調変化、相談事項）

## 1

### DPP4

DPP4阻害薬服用中の患者において  
急性膵炎・類天疱瘡の確認が来ているか

## 2

### メトホルミン

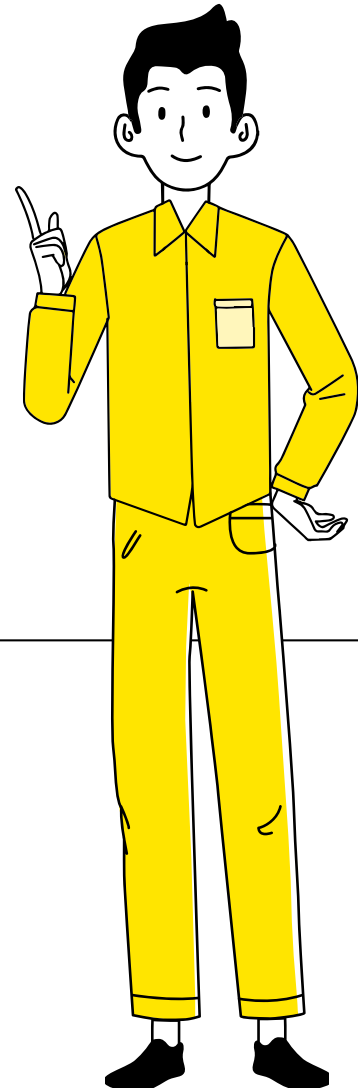
メトホルミン服用中の患者の乳酸アシドーシスについて  
腎機能のチェック  
アルコールの摂取状況  
検査予定（造影剤の使用）

## 3

### 糖尿病薬＋ βブロッカー

βブロッカー併用で、低血糖症状の動悸がマスクされている可能性あり  
動悸に対する指導記録がある→漫然記載と見なされる可能性がある

漫然投与が  
疑われるもの



・ノイロビタン、メチコバル、ビタメジンなど  
末梢神経障害などの確認が取れているか？

・ガスモチン

漫然投与はなぜダメか？肝障害などのリスクがあるため。  
疑義照会していればOKではない。倦怠感などの兆候が無いか継続して  
聞きとっていくこと

・ランソプラゾールなどPPI

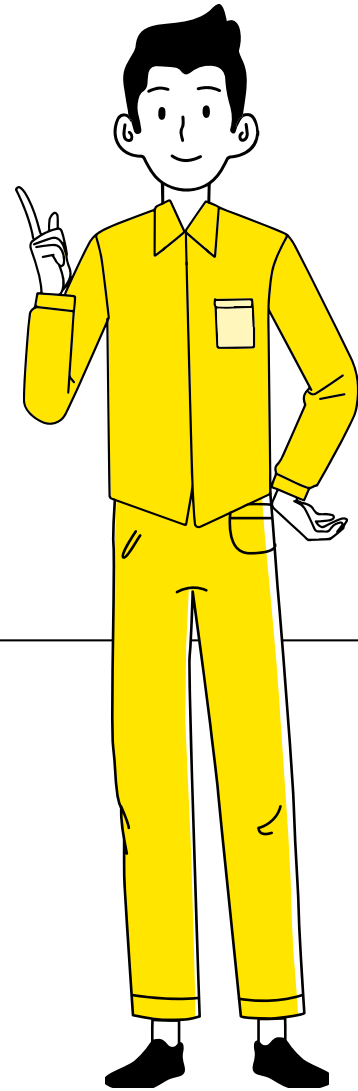
胸焼けなどの逆流性食道炎の症状を聞きとっているか？  
低用量アスピリンとの併用は可だが、ステロイド、DOACなど抗凝固薬と  
の併用は適応が無い

患者からの聞き取りに  
より疾患を把握  
薬歴に残す



一度は確認しておきましょう

## 後発品変更時の 注意点



### ・オパルモン・プロレナールの一包化

吸湿性をクリアしているGEは「サワイ」のみ。他のGEは一包化で吸湿

### ・塗り薬の混合について

先発品では混合して問題無いものが、後発品では配合変化の場合あり。

(例) アンテベート軟膏・ヒルドイドソフトの混合をベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステル 軟膏「MYK」(アンフラベート軟膏)に変更している。

配合変化(ブリーディング)あり

### ・アトピー性皮膚炎患者でホクナリンテープをGEに変更

後発品の種類によっては皮膚からの吸収速度増大→副作用が出やすい

### ・高血圧・狭心症・不整脈の患者において

ビソプロロール錠2.5mg 0.5錠→ビソプロロール錠0.625mg 2錠に変更

(0.625mg錠には心不全の適応しか無い)



適応違いの場合、突合で医療機関から  
査定されます

後発品の特性を理解し  
変更を考慮しましょう

# よくある指摘事項（ク、手帳活用の有無）

## 1

### 59点の理由記載

薬歴管理指導料（59点）の内容についての記載が無い  
忘れor不要が不明

## 2

### 手帳忘れの場合

手帳忘れの場合は下記の指導が必要

- ・ 忘れに関する指導
- ・ 次回以降の手帳持参の指導

## 3

### 手帳不要の場合

手帳不要の患者にも定期的に手帳の必要性について説明が必要

# 患者に指導した内容を薬歴に記載

その日に指導していないことは記載しない

- 1 服薬状況
- 2 体調変化
- 3 副作用発現
- 4 他科受診
- 5 併用薬
- 6 飲食物
- 7 既往歴合併症
- 8 後発品使用意向
- 9 残薬状況
- 10 手帳確認

全て毎回確認していますか？



# よくある指摘事項（コ、継続的な指導の留意点）

## 1

### 配合変化

軟膏剤の混合。配合変化について。

（例）プロトピック軟膏と白色ワセリンは混合不可（液滴分散型製剤のため）

処方量・処方間隔などから使用期間を考えているか？

ブリーディングするものは用時ヘラなどで混ぜる。

## 2

### 副作用（薬情）

薬情に記載のないことが多い例

- ・ステロイドの副作用
- ・モーラステープの光線過敏症
- ・ビスフォスフォネート製剤の顎骨・耳骨壊死
- ・メトホルミンの乳酸アシドーシス

## 3

### 定型文

毎回同じ内容の服薬指導（電子薬歴の定型文？）が見られる

# よくある指摘事項（サ、指導した薬剤師の氏名）

## 1

### 出勤状況

薬歴に記載されている保険薬剤師がタイムカードから記載日の出勤が確認できない

## 2

### 在宅

訪問薬剤師の記載がないケースがある

# 在宅患者訪問薬剤管理指導料 居宅療養管理指導費

## 算定時の注意点

1

在宅患者訪問薬剤管理指導料・居宅療養管理指導費の算定時は、薬歴に訪問日と訪問薬剤師名の記載が必要

2

処方医から定期的に情報提供を受け、内容を記録に残すこと  
(処方医からの情報提供は必ずしも文書でなくても可。口頭・同行時など)

3

薬学的管理指導計画書に基づいて、在宅患者訪問薬剤管理指導料・居宅療養管理指導費を算定する。  
→計画内の疾患に対する処方での同月内の薬歴管理指導料の算定は不可。  
(家族やヘルパーが来局した場合など。)

4

在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料は医師の求めにより、緊急に訪問して薬学的管理及び指導を行った場合に算定。  
→医師の訪問指示の翌日以降に算定しているケースあり。緊急…？

# 在宅患者訪問薬剤管理指導料 (緊コA、緊コB)

個別指導での指導事例

1


CoV自宅の記載がない処方箋において  
当該点数を算定しているケースがある  
必ずCoV自宅の記載を確認

2

在宅患者に対して当該点数を算定すること  
には違和感がある  
外来患者が外出できないことを評価するた  
めの点数

一部負担金に対して  
ポイント付与することは  
NGです

ご確認ください



# 保険請求において 留意すべき事項

審査支払機関における査定・返戻状況をふまえて



※以後、調剤料＝薬剤調整料＋調剤管理料として簡易的に表示しています

# 内服調剤料

同一有効成分であって同一剤形の  
薬剤が複数ある場合は、その数に  
関わらず1剤として算定する

処方1 アダラートCR錠20mg 1錠  
1日1回 朝食後 14日分

処方2 アダラートCR錠40mg 1錠  
1日1回 夕食後 14日分

処方3 レバミピド錠100mg 2錠  
1日2回 朝夕食後 14日分

同一有効成分・同一剤形であるため、  
分2朝夕食後の1剤と考える

全て分2朝夕食後のため、調剤料は1剤  
**調剤料 52点**

処方1 アダラートL錠20mg 1錠  
1日1回 朝食後 14日分

処方2 アダラートCR錠40mg 1錠  
1日1回 夕食後 14日分

処方3 レバミピド錠100mg 2錠  
1日2回 朝夕食後 14日分

同一有効成分であるが別剤形であるため、  
2剤と考える

**調剤料 52点＋52点＋52点＝156点**





# 内服調剤料

変則服用で途中で用法が変わる場合はそれのみで1剤と数える

処方1 プレドニン錠5mg 2錠  
1日1回 朝食後 14日分

処方2 プレドニン錠5mg 1錠  
1日1回 朝食後 14日分  
(処方1終了後、処方2を服用)

処方3 ラベプラゾール錠10mg 1錠  
1日1回 朝食後 28日分

分1朝食後28日分の1剤と考える

全て分1朝食後のため、調剤料は1剤  
**調剤料 74点**

処方1 プレドニン錠5mg 2錠  
1日2回 朝夕食後 14日分

処方2 プレドニン錠5mg 1錠  
1日1回 朝食後 14日分  
(処方1終了後、処方2を服用)

処方3 ラベプラゾール錠10mg 1錠  
1日1回 朝食後 28日分

変則服用の28日分のため、処方3とは別剤と考える

**調剤料 74点+74点=148点**



# 内服調剤料

変則服用で途中で用法が変わる場合はそれのみで1剤と数える

- 処方1 オテズラ錠10mg 1錠  
1日1回 朝食後 1日分
- 処方2 オテズラ錠10mg 2錠  
1日2回 朝夕食後 1日分
- 処方3 オテズラ錠10mg 1錠  
オテズラ錠20mg 1錠  
1日2回 朝夕食後 1日分  
(朝10mg 1錠 夕20mg 1錠)
- 処方4 オテズラ錠20mg 2錠  
1日2回 朝夕食後 1日分
- 処方5 オテズラ錠20mg 1錠  
オテズラ錠30mg 1錠  
1日2回 朝夕食後 1日分  
(朝20mg 1錠 夕30mg 1錠)
- 処方6 オテズラ錠30mg 2錠  
1日2回 朝夕食後 9日分  
(処方1, 2, 3, 4, 5, 6の順に服用)
- 処方7 アレグラ錠60mg 2錠  
1日2回 朝夕食後 14日分

処方1～6  
変則服用の14日分のため、処方7とは  
別剤と考える

調剤料 52点+52点=104点



# 外用薬調剤料

同一有効成分であって同一剤形の薬剤が複数ある場合は、その数に関わらず1剤として算定する

処方1 モーラステープ20mg 28枚  
1日1回 膝に貼付

処方2 モーラスパップ30mg 28枚  
1日1回 腰に貼付

同一有効成分であるが別剤形であるため  
2剤と考える

処方1 モーラステープ20mg 28枚  
1日1回 膝に貼付

処方2 モーラステープL40mg 28枚  
1日1回 腰に貼付

同一有効成分・同一剤形であるため  
1剤と考える

処方1 モーラステープ20mg 28枚  
1日1回 膝に貼付

処方2 ケトプロフェンテープ40mg「三和」  
28枚  
1日1回 腰に貼付

銘柄は異なるが  
同一有効成分・同一剤形であるため  
1剤と考える



# 外用薬調剤料

同一有効成分であって同一剤形の薬剤が複数ある場合は、その数に関わらず1剤として算定する

処方1 サンピロ点眼液1% 5ml  
1日3回 左眼に点眼

処方1 サンピロ点眼液2% 5ml  
1日3回 右眼に点眼

処方1 フェントステープ8mg 7枚  
1日1回 胸部に貼付

処方2 フェントステープ2mg 7枚  
1日1回 胸部に貼付  
(1日10mgを貼付)

← ← ← 同一有効成分・同一剤形であるため  
1剤と考える

← ← ← 同一有効成分・同一剤形であるため  
1剤と考える

※麻薬加算も、1回のみしか算定できないので注意



# 外用薬調剤料

同一有効成分であって同一剤形の薬剤が複数ある場合は、その数に関わらず1剤として算定する

処方1 ヒルドイドローション 50g  
1日3回 足に塗布

処方2 ヘパリン類似物質ローション 50g  
1日3回 腕に塗布

乳液状と化粧水状と使用感は違うが、  
薬価収載上はどちらも液剤に分類されるため、  
1剤と考える

処方1 ヘパリン類似物質ローション 50g  
1日3回 足に塗布

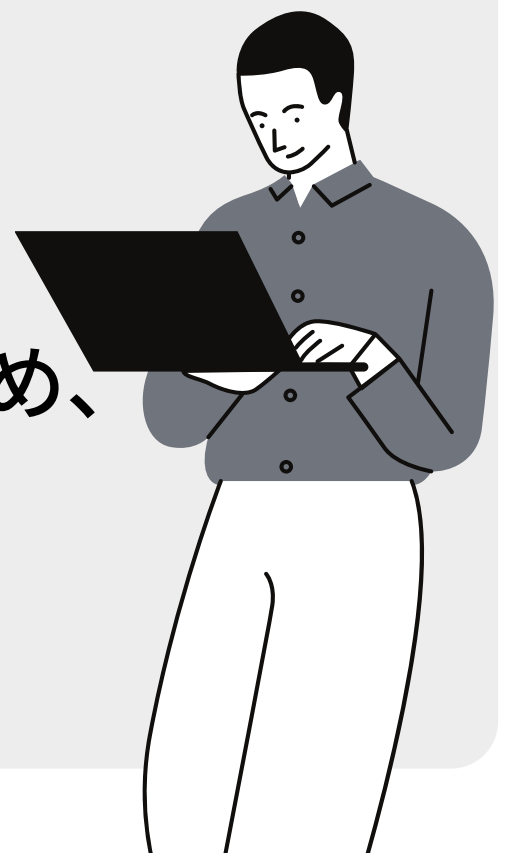
処方2 ヘパリン類似物質外用スプレー 100g  
1日3回 背中に塗布

内容物が同じであるため  
1剤と考える

処方1 ヘパリン類似物質外用スプレー 100g  
1日3回 背中に塗布

処方2 ヘパリン類似物質外用泡状スプレー 100g  
1日3回 足に塗布

噴霧時の使用感は違うが、  
薬価収載上はどちらも噴霧剤に分類されるため、  
1剤と考える



# よくある誤り

処方

A坐剤100 5本

発熱時 1回1本 肛門内挿入

誤：外用薬が頓服薬として請求されている

正：外用薬として調剤料10点で算定

処方

Bローション 10ml

Cローション 50g

混合

1日2回 手に塗布

誤：軟・硬膏剤の計量混合加算

正：液剤の計量混合加算

処方

ザイザル錠 5mg 0.5錠

1日1回 就寝前 28日分

誤：自家製剤加算を算定

正：OD2.5mgが薬価収載されているため算定不可

処方

マイスリー 5mg 1錠

1日1回 就寝前 28日分

誤：ハイリスク加算を算定

正：ハイリスク薬ではないため算定不可

# よくある誤り

処方  
ピコスルファートナトリウム  
内用液0.75%  
便秘時 1回10滴

誤：内服用滴剤が  
頓服薬として  
請求されている

正：内服用滴剤  
として調剤料  
10点で算定

処方  
キシロカインゼリー  
医師の指示通り  
30g

誤：外用剤の  
薬剤調整料算定

正：調整料の  
算定不可

処方  
D錠5mg 0.5錠  
1日1回 就寝前 28日分

誤：自家製剤加算を  
80点で算定

正：半錠の場合  
20/100の点数  
で算定する

処方  
E錠10mg 1錠  
Fドライシロップ 1g  
1日2回 朝夕食後 7日分

誤：計量混合加算を  
算定

正：錠剤と散剤  
では算定  
できない



ハイリスク薬に該当する  
薬品・病名についてご確認を

ハイリスク薬の処方なく  
加算を算定しているケースが多く見られます

# 関連ページ

厚生労働省  
薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に  
関する情報について

[https://www.mhlw.go.jp/topics/2022/04/  
tp20220401-01.html](https://www.mhlw.go.jp/topics/2022/04/tp20220401-01.html)

診療報酬情報提供サービス

<https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/>

# 自家製剤加算

同一有効成分であって同一剤形の薬剤が複数ある場合は、その数に関わらず1剤として算定する

処方1 塩化ナトリウム 100g  
重曹 100g 混合指示  
1日2回 うがい

粉のままに交付する場合→計量混合  
薬局内で溶かして交付する場合→自家製剤加算  
自家製剤加算算定の場合は  
溶かしていることがわかるコメント記載を

摘要欄のコメントは請求の妥当性を判断するために  
非常に重要です  
適切な記載をお願いいたします



# 摘要欄コメント

2022年4月より  
一部変更となっております  
ご確認をお願いします

別表Ⅰ 調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧

| 項目 | 区分 | 調剤行為<br>名称  | 記 載 事 項   | シセフ電算処理<br>システムコード   | 左記コードによるシセフ表示文言                               | 令和4年<br>4月1日<br>適用                              |   |
|----|----|---|---|--|---|---|---|
| 1  | 00 | 同日に複数の保<br>険医療機関が交<br>互し、同一患者の<br>処方箋を受け付け<br>た際、1日目は以<br>下の保険医療機<br>関の受付に対して<br>調剤を処方し、2<br>日目は残りの保<br>険医療機関の調<br>剤を受け付ける<br>こと。 | 同日に複数の保<br>険医療機関が交<br>互し、同一患者の<br>処方箋を受け付け<br>た際、1日目は以<br>下の保険医療機<br>関の受付に対して<br>調剤を処方し、2<br>日目は残りの保<br>険医療機関の調<br>剤を受け付ける<br>こと。   | 85010048   | 処方箋受付年月日 (調剤標準料)：(元号)yy"mm"月"dd"日             | ※   |   |
|    |    |   | 同日の異なる時刻に処方箋を複数受け付けた場合は、処方箋を受け付けた年月日及び時刻をそれぞれ<br>記載すること。  | 851100045  | 処方箋受付時刻 (同日)：hh"mm"分                          | ※   |   |
|    |    |   | 同日の異なる時刻に処方箋を複数受け付けた場合は、処方箋を受け付けた年月日及び時刻をそれぞれ<br>記載すること。  | 851100046  | 処方箋受付時刻 (同日)：hh"mm"分                          | ※   |   |
| 2  | 01 | 薬剤調剤 (内服<br>薬)  | 配合剤等の理由により調剤を別製した場合は<br>「配合剤等の理由により調剤を別製した理由」、「内服調剤別製剤、カプセル剤、散剤<br>等」の内服調剤の場合、「内服錠、タブレット錠及び錠等のように服用方法が異なる場合は<br>「その他」から最も当てはまる理由を必ず記載すること。」「その他」を選択した場合は、具体的な理由を記載<br>すること。                   | 820100367  | 薬剤調剤 (内服薬) 配合剤等調剤技術上の必要性から別製に調剤<br>した理由       | ※   |   |
|    |    |   | 配合剤等の理由により調剤を別製した場合は<br>「配合剤等の理由により調剤を別製した理由」、「内服調剤別製剤、カプセル剤、散剤<br>等」の内服調剤の場合、「内服錠、タブレット錠及び錠等のように服用方法が異なる場合は<br>「その他」から最も当てはまる理由を必ず記載すること。」「その他」を選択した場合は、具体的な理由を記載<br>すること。                   | 820100368  | 薬剤調剤 (内服薬) 内服用別製剤 (錠剤、カプセル剤、散剤等) と内服<br>調剤の場合 | ※   |   |
|    |    |   | 配合剤等の理由により調剤を別製した場合は<br>「配合剤等の理由により調剤を別製した理由」、「内服調剤別製剤、カプセル剤、散剤<br>等」の内服調剤の場合、「内服錠、タブレット錠及び錠等のように服用方法が異なる場合は<br>「その他」から最も当てはまる理由を必ず記載すること。」「その他」を選択した場合は、具体的な理由を記載<br>すること。                   | 830100001  | 薬剤調剤 (内服薬) その他理由。*****                        | ※   |   |
| 3  | 01 | 自家製剤加算  | 自家製剤加算を算定した場合であって「処方」欄に記載内容が不明のとき<br>算定理由が明確なるように記載すること。  | 830100438  | 算定理由 (自家製剤加算)：*****                           | ※   |   |
|    |    |   | 自家製剤加算を算定した場合であって「処方」欄に記載内容が不明のとき<br>算定理由が明確なるように記載すること。  | 830100439  | 異なる保険薬の発行する処方箋に係る算定理由 (自家製剤加算)：<br>*****      | ※   |   |
| 4  | 01 | 自家製剤加算<br>自家製剤加算<br>自家製剤加算  | 同一の保険医療機関で一部の診療に基づいて同一の患者に対して交付され、受付回数1回とされた異<br>なる保険薬の発行する処方箋に係る調剤については、同一調剤であっても、それ以外の「処方」欄に記<br>載すること。異なる日、同一患者により、自家製剤加算及び処方量変更調剤加算を算定した場合であ<br>って「処方」欄に記載内容が不明のとき<br>算定理由が明確なるように記載すること。 | 830100441  | 異なる保険薬の発行する処方箋に係る算定理由 (自家製剤加算)：<br>*****      | ※   |   |
|    |    |   | 同一の保険医療機関で一部の診療に基づいて同一の患者に対して交付され、受付回数1回とされた異<br>なる保険薬の発行する処方箋に係る調剤については、同一調剤であっても、それ以外の「処方」欄に記<br>載すること。異なる日、同一患者により、自家製剤加算及び処方量変更調剤加算を算定した場合であ<br>って「処方」欄に記載内容が不明のとき<br>算定理由が明確なるように記載すること。 | 850100366  | 処方箋受付年月日 (調剤外加算)：(元号)yy"mm"月"dd"日             |   |   |
| 5  | 01 | 調剤外加算<br>調剤外加算<br>調剤外加算<br>調剤外加算<br>調剤外加算   | 処方箋を受け付けた年月日及び時刻を記載すること。  | 851100035  | 処方箋受付時刻 (調剤外加算)：hh"mm"分                       |   |   |
|    |    |   | 処方箋を受け付けた年月日 (休日加算)：(元号)yy"mm"月"dd"日  | 850100367  |   |   |   |
|    |    |   | 処方箋を受け付けた年月日 (深夜加算)：(元号)yy"mm"月"dd"日  | 850100368  |   |   |   |
|    |    |   | 処方箋を受け付けた年月日 (夜間加算)：hh"mm"分   | 851100036  |   |   |   |
|    |    |   | 処方箋を受け付けた年月日 (調剤外加算の特例)：(元号)yy"mm"月"dd"日  | 850100369  |   |   |   |
| 6  | 10 | 02  | 薬液投与-相互作用<br>禁忌   | 処方箋に薬液-相互作用を行った内容の要点、変更内容を記載すること。  | 820101030                                     | 内容 (薬液投与-相互作用等禁止加算)：同様、同効の併用薬との重複取<br>扱         | ※ |
|    |    |   |   | 処方箋に薬液-相互作用を行った内容の要点、変更内容を記載すること。  | 820101031                                     | 内容 (薬液投与-相互作用等禁止加算)：併用薬-投与物等との相互作用<br>による影響     | ※ |
|    |    |   |   | 処方箋に薬液-相互作用を行った内容の要点、変更内容を記載すること。  | 820101032                                     | 内容 (薬液投与-相互作用等禁止加算)：過剰なアレルギー反応、副作用<br>等による影響    | ※ |
|    |    |   |   | 処方箋に薬液-相互作用を行った内容の要点、変更内容を記載すること。  | 820101033                                     | 内容 (薬液投与-相互作用等禁止加算)：併用薬-投与物等との相互作用<br>による影響     | ※ |
|    |    |   |   | 処方箋に薬液-相互作用を行った内容の要点、変更内容を記載すること。  | 820101034                                     | 内容 (薬液投与-相互作用等禁止加算)：併用薬-投与物等との相互作用<br>による影響     | ※ |
| 7  | 10 | 03  | 特定薬剤管理<br>指導薬2  | 当該薬品に任意性薬品を注射している保険医療機関の名称及び当該保険医療機関に情報提供を行<br>った年月日を記載すること。   | 850100372                                     | 情報提供を行った年月日 (特定薬剤管理指導薬2)：(元号)yy"mm"月"dd"日       | ※ |
|    |    |   |   | 当該薬品に任意性薬品を注射している保険医療機関の名称及び当該保険医療機関に情報提供を行<br>った年月日を記載すること。   | 830100445                                     | 名称 (任意性薬品を注射している保険医療機関名 (特定薬剤管理指導<br>薬2))：***** | ※ |
|    |    |   |   | 当該薬品に任意性薬品を注射している保険医療機関の名称及び当該保険医療機関に情報提供を行<br>った年月日を記載すること。   | 830100446                                     | 他人業の名称 (他人薬品加算)：*****                           | ※ |
| 8  | 10 | 03  | 他人薬品加算  | 前回の他人薬品加算の算定日から1年以上に算定する場合は<br>当該期間の算定年月日 (前回の場合は初回である旨) 及び他人業の名称を全て記載すること。  | 820100922                                     | 初回 (他人薬品加算)                                     | ※ |
|    |    |   |   | 前回の他人薬品加算の算定日から1年以上に算定する場合は<br>当該期間の算定年月日 (前回の場合は初回である旨) 及び他人業の名称を全て記載すること。  | 850100479                                     | 算定年月日 (他人薬品加算)：(元号)yy"mm"月"dd"日                 | ※ |
|    |    |   |   | 前回の他人薬品加算の算定日から1年以上に算定する場合は<br>当該期間の算定年月日 (前回の場合は初回である旨) 及び他人業の名称を全て記載すること。  | 850100480                                     | 他人業の調剤年月日 (他人薬品加算)：(元号)yy"mm"月"dd"日             | ※ |
| 9  | 10 | 03  | 調剤後薬剤管理<br>指導加算   | 当該薬品にシステム制御等を処方している保険医療機関の名称及び当該保険医療機関に情報提供を行<br>った年月日を記載すること。   | 850100373                                     | 情報提供を行った年月日 (調剤後薬剤管理指導加算)：(元号)yy"mm"月"dd"日      | ※ |
|    |    |   |   | 当該薬品にシステム制御等を処方している保険医療機関の名称及び当該保険医療機関に情報提供を行<br>った年月日を記載すること。   | 830100447                                     | システム制御等を処方した保険医療機関名 (調剤後薬剤管理指導<br>加算)：*****     | ※ |
|    |    |   |   | 当該薬品にシステム制御等を処方している保険医療機関の名称及び当該保険医療機関に情報提供を行<br>った年月日を記載すること。   | 850100374                                     | 算定年月日 (薬量管理指導料)：(元号)yy"mm"月"dd"日                | ※ |
| 10 | 10 | 02  | 処方調剤標準<br>料1  | 処方調剤標準料を算定する患者について、当該患者の薬学的管理指導計画に係る<br>処方調剤標準料の算定に際しては、処方調剤標準料、処方調剤標準料、処方調剤標準料又は<br>処方調剤標準料のいずれか1つを算定すること。  | 850100375                                     | 算定年月日 (処方調剤標準料)：(元号)yy"mm"月"dd"日                | ※ |
|    |    |   |   | 処方調剤標準料を算定する患者について、当該患者の薬学的管理指導計画に係る<br>処方調剤標準料の算定に際しては、処方調剤標準料、処方調剤標準料、処方調剤標準料又は<br>処方調剤標準料のいずれか1つを算定すること。  | 850100376                                     | 算定年月日 (処方調剤標準料)：(元号)yy"mm"月"dd"日                | ※ |
|    |    |   |   | 処方調剤標準料を算定する患者について、当該患者の薬学的管理指導計画に係る<br>処方調剤標準料の算定に際しては、処方調剤標準料、処方調剤標準料、処方調剤標準料又は<br>処方調剤標準料のいずれか1つを算定すること。  | 820100793                                     | 外來薬量支戻料1：注1                                     |   |
| 11 | 14 | 02  | 外來薬量支戻料1  | 外來薬量支戻料1の「注1」又は「注2」のどちらかに該当するものを記載し、薬量管理を実施した年月日、保<br>険医療機関の名称を記載すること。<br>なお、保険医療機関の名称については、注1の場合においては、薬量管理の必要性を確認した保険医療<br>機関の名称を、注2の場合においては情報提供を行った保険医療機関の名称をそれぞれ記載すること。                 | 820100794                                     | 外來薬量支戻料1：注2                                     |   |
|    |    |   |   | 外來薬量支戻料1の「注1」又は「注2」のどちらかに該当するものを記載し、薬量管理を実施した年月日、保<br>険医療機関の名称を記載すること。<br>なお、保険医療機関の名称については、注1の場合においては、薬量管理の必要性を確認した保険医療<br>機関の名称を、注2の場合においては情報提供を行った保険医療機関の名称をそれぞれ記載すること。                 | 850100370                                     | 薬量管理を実施した年月日 (外來薬量支戻料1)：(元号)yy"mm"月"dd"日        | ※ |
|    |    |   |   | 外來薬量支戻料1の「注1」又は「注2」のどちらかに該当するものを記載し、薬量管理を実施した年月日、保<br>険医療機関の名称を記載すること。<br>なお、保険医療機関の名称については、注1の場合においては、薬量管理の必要性を確認した保険医療<br>機関の名称を、注2の場合においては情報提供を行った保険医療機関の名称をそれぞれ記載すること。                 | 830100442                                     | 保険医療機関の名称 (外來薬量支戻料1)：*****                      | ※ |
| 12 | 14 | 02  | 外來薬量支戻料2  | 同一の保険医療機関で一部の診療に基づいて同一の患者に対して交付され、受付回数1回とされた異<br>なる保険薬の発行する処方箋に係る調剤については、同一調剤であっても、それ以外の「処方」欄に記<br>載すること。異なる日、同一患者により、外來薬量支戻料2を算定した場合であって「処方」欄の記載内<br>容から加算理由が不明のとき<br>算定理由が明確なるように記載すること。 | 830100376                                     | 異なる保険薬の発行する処方箋に係る算定理由 (外來薬量支戻料2)：<br>*****      | ※ |
|    |    |   |   | 同一の保険医療機関で一部の診療に基づいて同一の患者に対して交付され、受付回数1回とされた異<br>なる保険薬の発行する処方箋に係る調剤については、同一調剤であっても、それ以外の「処方」欄に記<br>載すること。異なる日、同一患者により、外來薬量支戻料2を算定した場合であって「処方」欄の記載内<br>容から加算理由が不明のとき<br>算定理由が明確なるように記載すること。 | 850100371                                     | 減量の算定を行った年月日 (減量調剤標準料)：(元号)yy"mm"月"dd"日         | ※ |
| 13 | 14 | 03  | 処方調剤標準<br>料2  | 減量の算定を行った年月日、減量調剤標準料の名称及び減量調剤標準料の調剤年月日 (減量調剤標準料)を<br>記載すること。<br>【記載例】<br>〇〇市立病院にて〇種類から〇種類の調剤、〇〇調剤にて〇種類から〇種類の調剤。  | 830100443                                     | 減量調剤標準料の名称 (減量調剤標準料)：*****                      | ※ |
|    |    |   |   | 減量の算定を行った年月日、減量調剤標準料の名称及び減量調剤標準料の調剤年月日 (減量調剤標準料)を<br>記載すること。<br>【記載例】<br>〇〇市立病院にて〇種類から〇種類の調剤、〇〇調剤にて〇種類から〇種類の調剤。  | 830100444                                     | 減量を行った保険医療機関名 (減量調剤標準料2)：*****                  | ※ |

別表Ⅰ (調剤) - 66

| 項目 | 区分 | 調剤行為<br>名称 | 記 載 事 項                              | シセフ電算処理<br>システムコード               | 左記コードによるシセフ表示文言 | 令和4年<br>4月1日<br>適用                                  |   |
|----|----|------------|--------------------------------------|----------------------------------|-----------------|---|---|
| 15 | 15 | 05         | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数     | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 850100078       | 調剤提供年月日 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>(元号)yy"mm"月"dd"日 | ※ |
|    |    |            |                                      | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 842100071       | 調剤提供回数 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>*****             | ※ |
| 16 | 15 | 05         | 在宅患者<br>オンライン薬剤<br>管理指導料             | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 820100103       | 調剤提供年月日 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>(元号)yy"mm"月"dd"日 | ※ |
|    |    |            |                                      | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 820100371       | 調剤提供回数 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>*****             | ※ |
|    |    |            |                                      | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 820100372       | 調剤提供回数 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>*****             | ※ |
| 17 | 15 | 05         | 在宅患者<br>オンライン薬剤<br>管理指導料             | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 830100448       | 調剤提供年月日 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>(元号)yy"mm"月"dd"日 | ※ |
|    |    |            |                                      | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 830100380       | 調剤提供回数 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>*****             | ※ |
|    |    |            |                                      | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 830100449       | 調剤提供回数 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>*****             | ※ |
| 18 | 15 | 02         | 在宅患者<br>オンライン薬剤<br>管理指導料             | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 850100381       | 調剤提供年月日 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>(元号)yy"mm"月"dd"日 | ※ |
|    |    |            |                                      | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 850100382       | 調剤提供回数 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>*****             | ※ |
| 19 | 15 | 02         | 在宅患者<br>オンライン薬剤<br>管理指導料             | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 850100383       | 調剤提供年月日 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>(元号)yy"mm"月"dd"日 | ※ |
|    |    |            |                                      | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 830100385       | 調剤提供回数 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>*****             | ※ |
| 20 | 15 | 02         | 在宅患者<br>オンライン薬剤<br>管理指導料             | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 830100450       | 調剤提供年月日 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>(元号)yy"mm"月"dd"日 | ※ |
|    |    |            |                                      | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 830100451       | 調剤提供回数 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>*****             | ※ |
| 21 | 15 | 05         | 調剤提供<br>又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 830100638       | 調剤提供年月日 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>(元号)yy"mm"月"dd"日 | ※ |
|    |    |            |                                      | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 830100639       | 調剤提供回数 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>*****             | ※ |
|    |    |            |                                      | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 820101035       | 調剤提供回数 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>*****             | ※ |
| 22 | 15 | 06         | 在宅患者<br>オンライン薬剤<br>管理指導料             | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 820101036       | 調剤提供年月日 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>(元号)yy"mm"月"dd"日 | ※ |
|    |    |            |                                      | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 820101037       | 調剤提供回数 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>*****             | ※ |
|    |    |            |                                      | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 820101038       | 調剤提供回数 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>*****             | ※ |
| 23 | 15 | 06         | 在宅患者<br>オンライン薬剤<br>管理指導料             | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 820101039       | 調剤提供年月日 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>(元号)yy"mm"月"dd"日 | ※ |
|    |    |            |                                      | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 830100777       | 調剤提供回数 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>*****             | ※ |
|    |    |            |                                      | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 820100373       | 調剤提供回数 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>*****             | ※ |
| 24 | 15 | 06         | 在宅患者<br>オンライン薬剤<br>管理指導料             | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 820100795       | 調剤提供年月日 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>(元号)yy"mm"月"dd"日 | ※ |
|    |    |            |                                      | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 820100796       | 調剤提供回数 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>*****             | ※ |
|    |    |            |                                      | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 830100453       | 調剤提供回数 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>*****             | ※ |
| 25 | 15 | 06         | 在宅患者<br>オンライン薬剤<br>管理指導料             | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 820100377       | 調剤提供年月日 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>(元号)yy"mm"月"dd"日 | ※ |
|    |    |            |                                      | 調剤提供又は調剤の対<br>象となる調剤の年月日<br>及び回数 | 820100378       | 調剤提供回数 (在宅患者<br>オンライン薬剤管理指導料)：<br>*****             | ※ |

※「記載事項」欄における括弧書きは、該当する場合に記載する事項であることを示す。  
※「記載事項」欄の記載事項は、「摘要」欄へ記載するものであること。



別表Ⅰ (調剤) - 67

# 防A算定時のコメント

「残薬調整に係るもの以外の場合」は、次に掲げる内容について、処方医に対して連絡・確認を行い、処方の変更が行われた場合に算定する。

- ✔ 併用薬との重複投薬（薬理作用が類似する場合を含む。）
- ✔ 併用薬、飲食物等との相互作用
- ✔ そのほか薬学的観点から必要と認める事項



# 防A算定時のコメント

単に医師の処方漏れや患者希望による疑義照会は算定の対象にならない



薬学的観点に基づくものが対象となり、その詳細が摘要欄に記載されている必要がある



# 関連ページ

厚生労働省  
別添1の別紙1\_記載要領通知  
(169-170Pが該当箇所です)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000935701.pdf>